

付、微妙院様御重恩不奉忘、數十年御忌日には家内精進仕、毎月佛供米をも指上申由、奇特の志相聞、彼等躰には別て神妙の至に付、爲御褒美右之通被下之。

金小判三兩

新川郡今江村百姓 七十六歳

次郎 助

次郎助儀、是亦微妙院様御重恩不奉忘、數十年御忌日に精進仕、奇特の志に付、爲御褒美右之通被下之。右の趣御郡奉行・改作奉行へも申談可申渡候。

新川郡今江村百姓 四十三歳

次郎 吉

次郎吉儀、祖父三郎兵衛・父次右衛門以來、代々御上の儀おろそかに不奉存趣被爲聞召上、奇特之段被仰出御座候。此者も呼出右の趣可申渡事、右三件十月十二日被仰出候に付、越中へ召に遣し、十四日於御算用場、御奉行・御横目列座改作奉行申渡候。

右新川郡今江村百姓共、賀州能美郡今江村より爲新開

微妙公御代御移被成候趣は、本篇第六に載置候。微妙公御逝去以來是歲迄七十二年也。然れば五兵衛は六歳、次郎助は五歳也。父以來七十二年の間、一村の者共如此の趣、今年初めて達公聽、御稱美の上、御恩惠の儀難有事

ども也。

微妙公御代明暦二年丙申、能美郡今江村百姓繁育數多に付、免高に不相應也。仍之新川郡船見野の内へ、其内二十人可差遣旨被命。則引越料等御恩賜如左。或百人許と云ふは傳聞の誤也。

米四十三石

冬中の飯米に可仕召被仰出、御扶持人船見野刑部殿許の御納米の内、同年十月被下之候。

銀一貫七百目

船見野へ引越料並爲家作料 右同時に被下之候。

衣服六十具

木綿着類、右同時に被下之候。

銀八百目

朱封銀也。爲開作馬二十匹代、明暦三年二月被下之候。

右村名今江村と名之開作仕候。御印高四百二十四石九斗三升三合、御印免一つ五歩。微妙公東都へ御往來の節、御着等被下之候。二十人の百姓共、越後親不知の邊迄毎度罷出候旨也。

新川郡今江村肝煎

七十七歳

五兵衛

右五兵衛妻子以下家内不殘、毎月十二日精進いたし、船見村雲龍寺へ白米三合宛毎月十一日に致持參、佛前へ供之、微妙公御重恩難有奉存候旨申述、懈怠不仕候事。

同村百姓

七十六歳

次郎 助

右次郎助毎月十二日精進いたし、妻子等は左様にも不仕候。

明暦二年能美郡より引越候。二十人は不殘一生、毎月十二日致精進、御厚恩を難有奉存候。段々死去五兵衛・次郎助は其節幼稚にて、父と一所に罷越候者に候處、今年迄存命仕候。

新川郡江上村百姓

四十三歳

次郎 吉

右次郎吉祖父三郎兵衛・父次右衛門及次郎吉迄、代々上の御儀大切に奉存、爲御祈禱伊勢大神宮へ毎歲神馬料差上之候儀、數十年來懈怠不仕候。父次右衛門儀享年七十八歳にて享保十二年致病死候。

一、三宅丹七郎・榊原政佑に就き室鳩巢來狀

十月二十三日御手書之内

御在京の内、津田壽軒男勘六と申者に御逢被成、声孝七事を存知の由。孝七に其節尋候へば、成程在京の時分出合候旨申候。其外三宅丹次郎弟子多田義八と申者當地へ罷越、

孝七紹介にて拙者方へ只今來學申候。此者も右勘六と懇々申通候由申候。孝七は先日當地發足、もはや此節は仙臺へ參着可仕と存候。老父病氣の由承候て、いそぎ罷越申候。只今京都にて學術正敷者は、三宅一人と申候。文字の才無之候故學文狭く、其故見識も少偏に御座候様に承申候。拙

子事をひたと噂申出候由、右義八申候。先年土佐の家を立去申以後、當地に餘程罷在候。其節も終に違不申候。若存命の内江戸へ下り候はゞ、逢申儀も可有之存候。

近頃榊原式部大輔

名政術、路城主。

拙者に逢被申度旨、去年も御申越候得共、只今は外交難成候由申遣候處に、私宅へ可被參

由に候得共、其段も斷り申遣候。其後姫路より拙者方へ、祭祀の事疑問有之。其返答申遣候處、自筆の書中など給ひ、謝儀なども給候。此頃不幸にて、於當地御母儀死去にて候。是は鍋嶋信濃守殿息女にて候。病氣危急の事被承、當地にて御暇被願候由、即日願の通被仰出候。其左右申條即刻在所を發足の所に、途中にて計聞え半途より在所へ歸被申候。殊外哀慕にて食事も給兼被申、晝夜上下着候て、祭奠の事を勤被申由、頃日家來參候て咄申候。只今諸侯の中には珍敷儀と感入申候。先考並此度先妣の神主を立て申度間、陷中・粉面共に私に書しくれば候へと頼被申候。御存知の通、手痛中々難調候。其上神主書申儀は書に善き者にかゝせ可申旨。家禮にも書申間、家來中手跡よき人に御申付候様にと申遣候へば、とかく拙者に一點なりとも加へくれ